

地域密着型サービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う
運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の実施について（通知）

日ごろから、久留米市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年2月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（通知）」において、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いについて周知したところですが、下記の留意点について再度ご確認をお願いします。

記

1. 開催上の留意点

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の開催には、事業所はもちろん参加されるすべての方の感染防止対策の徹底が必要です。必要な措置を講じていただくようお願いします。

(1) 一人ひとりの感染対策

手洗いやアルコールによる手指消毒、マスクの着用、検温など

(2) 事業所内の感染対策

開催前の環境整備、密集・密接・密閉の回避、定期的な換気など

2. 開催しない場合の留意点

開催を延期又は中止する場合には、出席予定者、市及び地域包括支援センターにご連絡をお願いします。また、長期間延期が続く場合は、書面開催を行っていただきます。

今後も、開催、書面開催、延期のいずれの場合においても、市へのご連絡をお願いします。

なお、延期については、半年以上続かないように、適宜書面開催を行うなどの対応を引き続き
お願いします。

【参考】令和2年2月26日通知

○運営推進会議及び介護・医療連携推進会議

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議を開催できない場合は、「①議事を各委員に送付し意見を求め集約する。」「②運営推進会議等の開催を見送り、次回と併せて実施する」の取扱いを認めるものとします。本取扱いにより、開催を延期又は中止する場合には、出席予定者にその旨連絡し、経過を記録するとともに、市及び地域包括支援センターにご一報ください。ただし、②の取り扱いにおいて、長期間開催延期が続く場合については、適宜①の取り扱いにより意見の集約を行ってください。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。その際は参加者に手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。

【お問合せ先】

久留米市健康福祉部 介護保険課

担当： 柴田

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3

TEL:0942-30-9247 FAX:0942-36-6845

Email:kaigo@city.kurume.fukuoka.jp